



七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表三の二に掲げる実習を行うのに適當な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれにならうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

十三 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとす。

一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するための一貫した教育を施すものであること。

二 専攻科の修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること。

四 別表三の三に掲げる各教育内容を教授するのに適當な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に使う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表三の三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができるること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又は医療機関に勤務していなければ勤務していられないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(准看護師学校養成所の指定基準)

**第五条** 法第二十二条第一号の学校（以下「准看護師学校」という。）に係る令第十一條第一項の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第五十七条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表四に定めるもの以上であること。

四 別表四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち五人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に擧げられる場合は、この限りでない。

六 同時にうる授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室及び専用の実習室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表四に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができるること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又は医療機関に勤務していなければ勤務していられないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(指定基準の特例)  
第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所（以下この項において「保健師等学校養成所」という。）であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについて、は、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とができる。  
(指定基準の特例)

(指定に関する報告事項)	
第六条の二	令第十一一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
一	設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
二	名称
三	位置
四	指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定期年月日）
五	学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）
六	長の氏名 (指定の申請書の記載事項等)
第七条	令第十二条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校若しくは准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。この場合において、保健師学校養成所については、第九号中「診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数」とあるのは、「専任又は兼任別の医師及び保健師の定員」とする。
一	設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
二	名称
三	位置
四	設置年月日
五	学則
六	長の氏名 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別
七	校舎の各室の用途及び面積
八	実習施設の名称、位置、開設者の氏名（法人にあつては、名称）、診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数（実習施設が二以上あるときは、施設別に記載するものとする。）
九	十 収支予算及び向こう二年間の財政計画
令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十二条の書面には、前項第二号から第九	

号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第一項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 長及び教員の履歴書

### 二 校舎の配置図及び平面図

### 三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録

### 四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書

### (変更の承認又は届出を要する事項)

### 第八条 令第十三条第一項(令第二十条において準用する場合及び令第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(課程)修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

### 第九条 令第十三条第二項(令第二十条において準用する場合及び令第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(課程)修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

### 第十条 令第十七条(令第二十条において準用する場合を含む。)の申請書又は令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十七条(令第二十条において準用する場合を含む。)の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

### 第十二条 令第十七条の取消しを受けようとする予定期日

### 第十三条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第十四条 令第十七条の取消しを受けようとする予定期日

### 第十五条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第十六条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第十七条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第十八条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第十九条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十一条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十二条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十三条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十四条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十五条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十六条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十七条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十八条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第二十九条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

### 第三十条 令第十七条の取消しを受けようとする理由

2 令第十四条第二項(令第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国が設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由

(指定取消しの申請書等の記載事項)

第六条 令第十三条(令第二十条において準用する場合を含む。)の申請書又は令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十三条(令第二十条において準用する場合を含む。)の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする予定期日

二 指定の取消しを受けようとする理由

三 在学中の学生又は生徒があるときはその措置

(准看護師養成所の指定の申請書の記載事項等)

第七条 令第十九条の申請書には、第七条第一項各号に掲げる事項(公立の准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

2 令第二十二条の規定により読み替えて適用する令第十九条の書面には、第七条第一項各号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3 第二項の申請書又は前項の書面には、第七条第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第十二条から第十六条まで 削除

(報告をする事項)

第九条 令第十四条第一項(令第二十条において準用する場合及び令第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数

二 前学年度の卒業者数

三 前学年度における教育の実施状況の概要

は、法第五十一条第一項の者若しくは法第五十一条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができ。

(助産師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができ。

(助産師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができ。

受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができ。

受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができ。

受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができ。

受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができ。

受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させことができ。

(看護師の資格を有する専任教員の特例)

第二十四条 第四条第一項第四号若しくは同条第二項第四号又は第五条第四号の規定による看護師の資格を有する専任教員については、当分の間法第五十三条第一項の者をもつてこれに充てることができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年二月一日文部・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年一〇月六日文部・厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年一二月二六日文部省・厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年一月三〇日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一〇月一五日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年二月二十五日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年四月一日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、昭和四六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月一〇日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、昭和五一年一月十一日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月十一日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、昭和五一年一月十一日から施行する。

附 則 (昭和五三年八月一日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二九日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年四月一日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年八月一日文部省・厚生省令第一号)





合計	備考
一一〇一（一〇〇）	単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。
二	次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
口	イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学
ハ	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イ）に掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
ハ	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
二	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
本	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十三条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
ト	臨床工学校士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

別表三の二（第四条関係）	合計
専門分野	専門基礎分野
教育内容	教育内容
人間と生活・社会の理解	科学的思考の基盤
基礎分野	基礎分野
人間と生活・社会の理解	科学的思考の基盤
疾病の成り立ちと回復の促進	人間と生活・社会の理解
基礎看護学	基礎看護学
地域・在宅看護論	地域・在宅看護論
老年看護学	老年看護学
小児看護学	小児看護学
母性看護学	母性看護学
精神看護学	精神看護学
看護の統合と実践	看護の統合と実践
一一〇一	八
五六	一〇
三三	一〇
五六	一〇
一六	一〇
一一〇一	一〇

別表三の二（第四条関係）	合計
専門分野	専門基礎分野
教育内容	教育内容
人間と生活・社会の理解	科学的思考の基盤
基礎分野	基礎分野
人間と生活・社会の理解	科学的思考の基盤
疾病の成り立ちと回復の促進	人間と生活・社会の理解
基礎看護学	基礎看護学
地域・在宅看護論	地域・在宅看護論
老年看護学	老年看護学
小児看護学	小児看護学
母性看護学	母性看護学
精神看護学	精神看護学
看護の統合と実践	看護の統合と実践
一一〇一	一〇
五六	一〇
三三	一〇
三三	一〇
三三	一〇
五六	一〇
一六	一〇
一一〇一	一〇

別表三の三（第四条関係）	合計
専門	分野
専門	基礎
基礎	分野
教育内容	教育内容
人間と生活・社会の理解	科学的思考の基盤
基礎	人間と生活・社会の理解
人間と生活・社会の理解	科学的思考の基盤
疾病の成り立ちと回復の促進	人間と生活・社会の理解
基礎看護学	基礎看護学
地域・在宅看護論	地域・在宅看護論
老年看護学	老年看護学
小児看護学	小児看護学
母性看護学	母性看護学
精神看護学	精神看護学
看護の統合と実践	看護の統合と実践
一一〇一	一〇
五六	一〇
三三	一〇
三三	一〇
三三	一〇
五六	一〇
一六	一〇
一一〇一	一〇

別表四（第五條関係）

		専門基礎分野		専門基礎分野		基礎分野		教育内容		別表四（第五条関係）
合計		専門分野		専門基礎分野		基礎分野		教育内容		
精神看護	精神看護	看護概論	基礎看護	薬理	人体の仕組みと働き	論理的思考の基盤	人間と生活・社会	三五	三五	時間数
母子看護	母子看護	看護概論	基礎看護	疾病の成り立ち	看護概論	看護概論	保健医療福祉の仕組み	三五	一〇五	
老年看護	老年看護	基础看護技術	成人看護	薬理	看護概論	看護概論	人間と生活・社会	一〇五	一〇五	
看護実習	看護実習	基础看護技術	老年看護	看護概論	看護概論	看護概論	人間と生活・社会	三五	三五	
基礎看護	基礎看護	基础看護技術	母子看護	看護概論	看護概論	看護概論	人間と生活・社会	三五	三五	
成人看護	成人看護	基础看護技術	老年看護	看護概論	看護概論	看護概論	人間と生活・社会	三五	三五	
老年	老年	基础看護技術	母子看護	看護概論	看護概論	看護概論	人間と生活・社会	三五	三五	
精神	精神	基础看護技術	老年看護	看護概論	看護概論	看護概論	人間と生活・社会	三五	三五	
看護	看護	基础看護技術	母子看護	看護概論	看護概論	看護概論	人間と生活・社会	三五	三五	
合計	合計	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	時間数
一八九〇	一八九〇	七〇〇	三八五	二一〇	二一〇	二一〇	二四五	三八五	三五	

(二) の規定による。

二 前号の規定にかかわらず、高等学校の専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

三 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

四　臨地実習の総単位数二十六単位から各教育内容の単位数の合計を減じた九単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わざ定めることができるものとする。

三　高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。